

令和6年度 第4回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和6年8月27日(火) 午前9時59分～10時17分

2 場 所

宮崎合同庁舎4階 労働基準部大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員 古賀、橋口、三島、宮川、森部
労働者代表委員 鎌田、重黒木、白崎、田中
使用者代表委員 河野、酒匂、中原、野口、久富
事 務 局 坂根労働局長、吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、高田室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今から第4回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、労働者代表委員の土居委員が欠席ですので、14名の出席となります。従いまして、最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

最初に本日の議事録の確認は田中委員と中原委員にお願いします。それでは、以後の議事につきましては、橋口会長にお願いしたいと思います。

【橋口会長】

おはようございます。台風接近で天候が不順なところですが、どうぞよろしくお願いします。

本日の議事に関しましては、会次第のとおり2つの議題に係る審議を予定しておりますが、「異議申出の審議」については、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項ただし書き「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断されることから、非公開とします。

では、まず議題1の「異議申出に関する審議について」審議を行いたいと思います。

異議の申出があったということですので、局長より諮問を受けたいと思います。

<局長から会長へ諮問文を交付>

ただいま、異議申出の審議に関する諮問をいただきました。

異議申出の諮問文の写しを配付しますので、確認をお願いします。

<事務局 諮問文写しを配付>

それでは、異議申出に対する審議に入りたいと思います。

配付資料に異議申出書の写しが添付されておりますので、事務局から経緯等の説明をお願いします。

【賃金室長】

宮崎県最低賃金決定にかかる答申につきまして、法令に基づきその要旨を公示しましたところ、資料9頁の資料5のとおり、8月21日付けで宮崎県労働組合総連合から異議の申出がございました。

この異議申出につきまして審議をお願いするため、先ほど局長から諮問をさせていただいたところでございます。

その他の労使団体からは、意見は出ておりません。事務局からの説明は以上でございます。

【橋口会長】

ただ今のとおり異議申出書について、みなさんご確認いただいてよろしいでしょうか。

(各委員異議申出書内容確認)

この件について、何かご意見はありませんか。

(意見なし)

特に意見がなければ、本件異議申出の取扱いについて、お諮りをしたいと思います。

8月9日付けの「宮崎県最低賃金の改正決定についての答申」に対して異議の申し出がありましたが、当審議会において当該団体の意見も含めてしっかり聴取をした上で十分調査審議を尽くしたものであり、棄却することと致したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、異議申出に対する答申(案)を取りまとめたいと思います。

事務局は答申(案)の配付をお願いいたします。

<事務局 答申(案)を配付>

ただいま事務局から異議申出についての答申(案)が配付されましたので、黙読をお願いします。

<各委員 答申(案)を黙読>

ただ今の異議申出についての答申(案)について確認いただきましたでしょうか。この件について何か他にご意見はありませんか。

(意見なし)

ご意見がないようですので、ご承認いただけたものとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

この異議申出についての答申(案)は、ただいま全会一致で採択されましたので、局長に答申したいと思います。

<会長から局長に異議申出についての答申文を交付>

では、本年度の宮崎県最低賃金の発効日について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

地域別最低賃金につきましては、本日、官報公示の手続きを行い、9月5日に掲載される予定となっております。官報に掲載後30日を経過した10月5日が発効日となります。説明は以上です。

【橋口会長】

続きまして、議題2の「検討小委員会報告について」の審議に入りたいと思います。

まず、はじめに、特定最低賃金検討小委員会で、「特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について」結論が出されております。検討小委員会の座長である私から報告させていただきます。

配付資料の7ページ、資料4の報告文をご確認ください。

検討小委員会は今月16日と19日の2回にわたって開催いたしました。労働者代表委員からは、特定最低賃金の改正決定等の必要性ありとの観点から業界の魅力、若しくは産業を守り育てる魅力の一つとして他産業を上回る最低賃金が必要であるなどの主張がなされたところです。

一方、使用者側委員からは、地域別最低賃金がここまで上昇している中で特定の産業についてのみ特定最低賃金を設定する必要性は認められない、などの主張がなされました。

労使の意見を踏まえて慎重に審議いたしましたが、結論としては報告文のとおり、『肉・乳製品製造業』、『電気機械器具等製造業』、『各種商品小売業』、『自動車(新車)小売業』の4業種全てについて『金額改正の必要性ありとの結論に達し得なかった』との結論となりました。

とりまとめに当たり、検討小委員会、各委員のご協力に感謝申し上げます。以上、検討小委員会の報告といたします。

ただいまの検討小委員会報告について、何かご発言はありませんか。

(意見なし)

【重黒木委員】

今、会長からご説明いただいて、地方最低賃金が伸びている、ということでお話あったんですけども、ただ、宮崎県は自動車の保有率が非常に高いということであるとか、自動運転とか、そういった形で非常に整備が大変になっているというようなこともお聞きしてますし、半導体も今度県内進出で人材確保をどうしようかという話も聞いている中で、必要性ありに達し得なかったってということってということなんですよね。まあ、繰り返しになりますけれども。

【橋口会長】

ご意見は承りますよ。小委員会の決定ですけど、ここで審議を確認するという必要はなことでございますから。

まあ、ここでは機械がどうこう肉がどうこうということをつっ込んで議論するという場ではないですけれども、非常に重要な背景なり状況があるということは改めて、また来年に向けて当然、議論して深めていっていただきたいと思っております。

【重黒木委員】

小委員会のということでしたので、審議会の中でちょっと確認をさせていただきたいと思いました。

【橋口会長】

まあ、報告文なので、全部その詳らかにこの場で紹介とまではなかなかいかないんですけど、そこはご了解ください。ほかにご意見はございませんか。

特にご発言がないようですので、この検討小委員会報告をもとに、当審議会として、改正の必要性についての答申を取りまとめたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局から答申(案)を配付してください。

<事務局 答申(案)配付>

それでは答申(案)を黙読願います。

<各委員 答申(案)を黙読>

それでは、ただいまの答申(案)について何かご意見はありませんか。

(意見なし)

ご意見がないようでしたら、ご承認いただけたものとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

この改正の必要性についての答申(案)は全会一致で採決されました。
局長に答申したいと思います。

<会長から答申文を局長に交付>

それでは、審議会終了に当たり局長からご挨拶がございます。

【労働局長】

本日は、お忙しい中、また、天候が不安定な中で、第4回宮崎地方最低賃金審議会にご出席いただき、誠にありがとうございました。

まず、8月9日付けの宮崎県最低賃金改正決定の答申における付帯決議への対応についてご報告させていただきたいと思います。8月16日付けで厚生労働大臣に上申しております。また、8月21日には宮崎県庁を訪問し、中小企業・小規模事業者に対する各種支援策の拡充・新設を求める要請書を私から直接交付し要請していることをご報告申し上げます。

次に、今回の答申を踏まえた対応でございますが、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者の方々への支援として、「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」をはじめとする各種支援策について、宮崎労働局をあげて、改正後の宮崎県最低賃金の周知と併せて各種支援策の周知、活用促進などに積極的に取り組んでまいります。

なお、今年度における新たな周知の取り組みとして、日常的に多くの県民の方が利用するスーパーマーケットを活用した手法が効果的であると考え、宮崎県内の「イオン」及び「マックスバリュ」計22店舗におきまして、9月20日から10月24日までの5週間、店内及び店頭のデジタルサイネージを活用した周知を行うことを予定しております。

以上、簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。本日は、ご審議いただき、ありがとうございました。

【橋口会長】

それでは、これで第4回宮崎地方最低賃金審議会を終了します。

本日の議事に関しましては、議事録については、全部公開とすることとします。

議事録の確認は、冒頭の事務局説明のとおり、田中委員と中原委員にお願いします。

本日の会議は、これで終わりたいと思います。本日はお疲れ様でした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
